

老健施設における 新型インフルエンザ対策

ダイジェスト版2
具体的な対応

具体的な感染対策

- 季節性インフルエンザと同様に標準予防策・飛沫感染対策・接触感染対策の実施
- 15~20秒以上の衛生的手洗い
- 手袋をはずした後の手洗い
- 目に見える汚れがない場合は擦式消毒用アルコール製剤で擦り込むように手もみ洗い
- 石鹸による手洗いは流水でウイルスを物理的に除去する意識(石鹸は汚染されることに注意)
- 手洗い後は紙や肘を使って蛇口に触れないように

具体的な感染対策

- 手が鼻・口・目に触れないように意識(手を肩より上に上げない努力)
- ウイルスの粘膜からの侵入時間は数分から15分程度 うがいの効果は？
- 咳エチケットの励行

具体的な感染対策

- マスクの予防的使用に関する感染予防の明確なエビデンスはない
- 医療現場や不特定多数の人ごみではマスクの着用が推奨
- 大切なことはマスクの正しい着用と使用法の徹底
- マスクの表面はウイルスなどで汚染されている可能性
- マスクは不織布性の外科用マスクを使用
- マスクの着用で接触感染リスクは低下の可能性

具体的な感染対策

- 支障がない限り新型・季節性インフルエンザワクチンの両者を接種
- 適応がある者は肺炎球菌ワクチンの接種
- 肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの併用を考慮

具体的な感染対策

- 新型インフルエンザ対策委員会の設置と明示
- 迅速かつタイムリーなミーティングの開催
- 緊急連絡網の整備・再確認
- 管理医師のリーダーシップ
- 新型インフルエンザの外部対応窓口・担当者の
設置と明示

具体的な感染対策

- 各種サーベイランスの実施
- 施設内ラウンドの実施
- マスク・手袋等の個人防護具(PPE)・抗インフルエンザ備蓄薬の施設内および地域の状況把握
- 感染対策マニュアルは科学的・実務的・具体的・経済的な内容で周知徹底が重要
 - 見直し(バージョンアップ)の取り決めも大切

通所の感染対策

- 利用者が発症した際には、迅速に施設管理者・管理医師・感染管理担当者は即時に情報把握を行い連携のもとの的確な指示を行い組織的対応をはかる
- 発症した利用者への速やかな医療提供 かかりつけ医師との連携
- 発症した利用者の通所利用中止とその期間の検討 家族・介護支援専門員等との連携
- その際、訪問系等の代替サービスの導入について検討

通所の感染対策

- 従業員は、個人情報保護に配慮のうえ、発症者の状況把握、情報の共有化
- 感染拡大防止のためのサーベイランス実施
- 通所・短期入所療養介護サービスの臨時休業等については、所轄の自治体等と緊密に連携

入所の感染対策

- 日ごろからの利用者の健康状態および基礎疾患の状況を把握し個別に対応
- 利用者が発症した際には、迅速に施設管理者・管理医師・感染管理担当者は即時に情報把握を行い連携のもとの的確な指示を行い組織的対応をはかる
- 非常事態かどうかについて判断
- 発症した利用者への速やかな医療提供（注意深い観察/S_pO₂の測定等も考慮）
- 標準予防策・飛沫・接触感染対策の徹底
- 発症者と非発症者の動線・空間分離
- 隔離：個室・集団隔離（コホーティング）
- ベッドの間隔・ベッドサイドカーテン利用の検討
- 食事の場所の検討

入所の感染対策

- 従業員の感染防護対応
- 発症者と非発症利用者の担当職員の区別
(医療介護従事者のコホーティング)
- 感染済みの従業員の勤務配置
- 施設内の温度・湿度・喚起等の対応(空気清浄機等の抗ウイルス効果は??)
- 環境に対する消毒の必要性・適切な消毒方法について検討
- 感染性廃棄物の適切な取り扱い

入所の感染対策

- 個人情報保護に配慮のうえ、全職員による情報共有化
- 施設内の医療対応・医療提供範囲や転院先医療機関との連携等について検討
- 感染拡大防止のためのサーベイランス実施
- 日ごろからの有症者サーベイランスは重要
- 所轄の自治体等と緊密に連携をはかりながら対応

従業員の感染対策

- 従業員が発症した際には、迅速に施設管理者・管理医師・感染管理担当者は即時に情報把握を行い連携のもとの的確な指示を行い組織的対応をはかる
- 発症した従業員への速やかな医療提供
- 夜間勤務中に発症した場合の対応
- 発症従業員の出勤停止とその期間の検討
- 発症従業員の復帰時期・勤務配置等の検討

従業員の感染対策

- 基礎疾患を有する従業員や妊婦・乳幼児と同居している従業員への対応
- 従業員の同居家族が発症した際(特に従業員が乳幼児の保護者である場合)の対応
- 従業員が公共交通機関を利用しないための送迎サポート
- 要介護者のケアを行うという自覚のもと感染対策に留意した生活や健康保持
- 感冒症状等のある場合の職場内自主申告システム

来訪者の感染対策

- 全関係者にうがい・手洗い等の励行、ワクチン接種の推奨を呼びかける
- 流行期にインフルエンザを発症あるいはインフルエンザ類似症状のある家族、来客等の施設出入りをできる限り控える
 掲示、文書配布、介護者教室等にて情報提供
- 発症者との動線分離・入口にアルコール擦式消毒剤の設置を行う
- 研修会等の開催を通じた地域への啓蒙活動

新型インフルエンザのまとめ

- 避けることの出来ない国民的危機である
- 国民一人ひとりの正しい知識に基づいた冷静な対応が求められる
- ある程度の犠牲・被害に対する覚悟が必要である
- 今こそH5N1を念頭においた準備をすべきである
- 人類の知恵を振り絞り、健康被害を極力最小限に抑えることに全力を注ぎ、社会機能を維持することを行動目標とすることが極論である

インフルエンザ対策における緊急要望事項

- (イ) インフルエンザのまん延を防ぎ、利用者の生命を守るために、介護老人保健施設におけるインフルエンザの診断・治療への包括外給付を要望する
- (ロ) インフルエンザがまん延すれば医療機関の混乱も想定されるため、インフルエンザの合併症対策も可能になるよう介護老人保健施設での合併症治療への包括外給付を要望する
- (ハ) 抗インフルエンザウイルス薬、新型ならびに季節性インフルエンザワクチン、迅速診断キット、防護用具(マスク、手袋、ガウン等)の確保・供給と、感染予防対策への財政的支援を要望する
- (ニ) 重篤な基礎疾患を有する利用者、利用者に直接接する介護従事者に対する新型や季節性ワクチンの優先接種を要望する
- (ホ) 感染者へ濃厚接触した介護従事者への抗ウイルス剤等の予防投与の費用、業務上で感染した職員への医療支援、休業への補償を要望する。
また、人員配置の不足が生じた場合の柔軟な対応を要望する
- (ヘ) 都道府県等の要請に応じて、通所事業を休業した場合や入所の規模を縮小した場合の減収分の補填を要望する
- (ト) 風評被害が生じないようにマスメディアへの適切な対応を要望する
- (チ) 療養型病床群の再編が進行する中で、医療機能を有しながら、インフルエンザ対応さえ保障されていない老健施設における医療提供の在り方についての根底的な見直しを要望する